

ペルーにおける「大統領中心主義」の統治構造（一）  
——大統領の再選問題を手がかりに——

川畑 博昭

目次

はじめに

第一章 大統領再選の歴史的背景

第一節 共和制の選択と大統領の歴史的性格

第二節 大統領再選の諸類型

第二章 大統領再選をめぐる政治状況

第一節 再選規定導入の背景事情

(一) クーデタ前夜の政治状況

(二) 「自主クーデタ」の勃発

(三) 新憲法の制定と国民投票

第二節 憲法制定過程における大統領再選の位置付けとその正当化根拠

(一) 再選の前提問題

(二) 「国民の決定」論

(三) 政治的安定性(以上本号)

第三節 一九九三年憲法の統治構造

第四節 再選をめぐる三つの事件

第三章 大統領再選論の理論動向

第一節 ペルー憲法学からの再選批判論

第二節 「条件付き」再選容認論

第四章 再選問題と「大統領中心主義」

第一節 大統領再選とペルーの歴史的國家構造

第二節 大統領権力の複合的構造

第三節 「大統領中心主義」と「民主主義」の連関

おわりに

はじめに

ラテンアメリカは、クーデタ、独裁、専制、権威主義によって憲法典の変転が繰り返されてきた歴史ゆえに、その政治のありようは一般的に「制度的不安定性」や「民主主義の脆弱性」と特徴付けられてきた。こうした歴史を

有する地域にあつては、いかなる意味での「立憲主義」を語り得るのであろうか。そうしたラテンアメリカの政治の変動の「元凶」は、多くの場合、同地域の多くの国々が採用している「大統領制」に帰せられるのであるが、「元凶」と言えるほど、同地域における「大統領制」のありようは自明のことからではない。本稿の考察は、こうした「自明性」を疑うことを起点としている。

ところで、ラテンアメリカにおいては「大統領制」を示す用語として、presidencial および presidencialista があるが、両者に存在する意味内容の相違について無自覚のまま、これらの用語を区別せずに使用する論者も多い。しかしながら本稿では、これらの用語法にラテンアメリカ諸国における憲法上の特徴を自覚的に読み取る論者に倣つて、米国を範型とする「大統領制」を意味する前者と、しばしばラテンアメリカ型という意味内容を込められる後者の「大統領中心型統治体制」とを区別する。そして後者の肥大化という実態を表すものとしての「大統領中心主義 presidentialismo」が語られるのであるが、ここでは二つの点について留意しておく必要がある。第一に、米国型の「大統領制」と区別する形でラテンアメリカ型の「大統領中心型統治体制」が言われる場合、そこには、そもそも米国型の「大統領制」と制度的に異なるという点が含意されているということである。米国型の「大統領制」の特徴としては、一般に、行政権が大統領一身へ帰属し合議体の内閣制度がとられておらず、また厳格な権力分立が採用されていることがあげられる。<sup>(5)</sup>これに対し、「大統領中心型統治体制」においては、通常、大統領が任免権を有する国務大臣が内閣を構成し（そして閣議の長としての首相も存在する）、各大臣は個別・連帯して議会に責任を負うのであり、その意味で「厳格な権力分立」が貫徹されているわけではない。第二に、「大統領中心主義」は「大統領中心型統治体制」の運用の実態としての憲法構造まで射程に入れて捉えられているという点である。ラテンアメリカ諸国では大統領の地位が憲法制度上は導入されているとはいえ、そのことから、直ちに「大統領制」一

般として類型化され得るものではない。<sup>(6)</sup>

そこで本稿は、ペルーにおける大統領の再選問題を手がかりに、一九九〇年から二〇〇〇年までのフジモリ政権下での再選問題に焦点を当てつつ、ペルーにおける「大統領中心主義」の憲法構造の一端を示そうとするものである。再選は、「主権者としての国民の決定」が下される選挙の場面でのことがらだけに、一見、「国民の決定」を制限する結果となる再選禁止は、逆にそうした「国民の決定」を貫徹しようとする立場からは、「主権者の決定」を「憲法によって制限する」という対立構図で捉えられることになる。そうすると再選問題は、近年、日本の憲法学において盛んに議論されている「立憲主義と民主主義の緊張関係」と同様の原理的問題を含むものとして捉えられないわけではない。しかしながら本稿の目的は、こうした一般的理解からペルーの再選問題を論じることではない。

ペルーのみならず広くラテンアメリカにおいては、大統領の再選の是非をめぐる古くからの論争が存在すると言われるが、<sup>(9)</sup>再選というそれ自体としては多くの国で採用されている一般的制度が、<sup>(8)</sup>実態においてどのように作用ないし機能するのかというさまを当該地域の固有の文脈に位置づけながら描くことによって、一般的視点からしては捉えきれないペルーないしラテンアメリカにおける「立憲主義」とその「民主主義」の独自のありようが照射されると思われる。ここに、日本の憲法学においては未開拓であるラテンアメリカ地域を考察の対象とする意義があると<sup>(10)</sup>言えるだろう。

ところで、「近代憲法」における国家の編成原理の特質を「権力分立」や「議会主義」に見出す既存の理論枠組みは、独立と同時に「近代型憲法典」を取り入れたラテンアメリカ諸国においても、当然のことながら憲法規定上も理論的にも影響を及ぼさずにはいなかった。前者についてはしばしば、国家の編成原理は「権力分立」の原理に基づかなければならないことが明文上規定され、後者についても、次に述べる統治形態論に典型的に見られるよう

に、「議会主義」的方向へ向けた「大統領中心型統治体制」からの脱却という理論的試みがなされてきた。こうした統治機構論には、ラテンアメリカ型の「大統領中心型統治体制」が、大統領制、議院内閣制、あるいは半大統領制のいずれに属するかといった形式的な側面から説き起こす論者が極めて多く、そこでは多くの場合、大統領制または半大統領制と類型化される統治形態の根源的問題の所在は「大統領中心型統治体制」そのものにあるとされ、そこから「議会主義」（議院内閣制）的方向への改革が主張される。<sup>11)</sup>しかしながら周知のとおり、君主の絶対権力に対する議会闘争によって、時間的にも空間的にも極めて限られた歴史の中で生成されてきた西欧型の「議会主義」は、こうした「議会主義」を生み出した欧米独自の歴史を共有せず、むしろ憲法制定によって共和国大統領の権力は体系的に強化されてきたとされるラテンアメリカにおいては、そうした理論枠組みの無批判的導入には慎重でなければならぬ。

この点に関して、近時、欧米をモデルとする統治形態論に対して、それが問題解決を提示する場合にはなおさらのこと、依拠する理論枠組みが独自のものでなければ誤謬に陥りやすい点を指摘し、ラテンアメリカ諸国の統治体制についての類型化は、欧米の主要国が有してきたものとは全く異なる社会の歴史や政治・社会的構成体 *configuración social y política* に呼応したものでなければならぬ、とする注目すべき見解が提起されている。<sup>13)</sup>こうした観点から同じ論者は、「立憲主義」を次のような方法的観点から述べる。——「政治体制をあるがままに研究することである。つまり北の枠組みのイデオロギー的・文化的重圧 *carga ideológica y cultural* から自由になって、我々独自の立憲主義 *nuestro propio constitucionalismo* がどのように展開してきたのかに基づいて、独自の類型を考案することに努めることである。そしてそれに応じて、我々の環境の中で、普遍的立憲主義 *constitucionalismo universal* が二〇〇年の歴史の中で発展させてきた異なる定式化がどのように作用するのかを考察しなければならない」。<sup>14)</sup>

こうした方法的観点に依拠するならば、ペルーないしラテンアメリカにおいては、独立によって「近代型憲法典」を導入しながらも、固有の歴史・政治・社会的文脈に規定されつつ形成されてきた「大統領中心主義」の統治構造という実態認識を分析の出発点とすることになる。<sup>(15)</sup>そしてその意味内容を当該地域の固有の文脈との関わりの中で明らかにすることによって、既存の統治機構論の理論的問題性ないし限界が浮き彫りにされ、国家の編成原理についての他の理論的可能性を探ることができないかと思われる。そしてこれこそが、ラテンアメリカにおいていかなる意味での「立憲主義」を語り得るのか、という冒頭の問いかけへの一つの回答となり得るだろう。こうした点からすれば、先に述べたような性格をもつ大統領の再選問題は、ペルーないしラテンアメリカにおける「大統領中心主義」の統治構造を捉える好個の素材ということになる。とはいえ、本稿全体によって示されるように、再選問題で捉えられるのは「大統領中心主義」の統治構造の一端に過ぎず、その意味で本稿の射程は、他の理論的可能性を探るためのいわば前提的考察に限られている。

さて、ラテンアメリカ諸国の憲法の特徴の一つは、大統領の再選禁止を制度的に確立してきたことで知られるが、<sup>(16)</sup>そのことは逆に、その時々々の政権が再選を議論してきたことの裏返しでもある。そのような地域的特性の中にあつて、ペルーの一九九三年憲法は約半世紀以上の「伝統」を破り、大統領の再選制を導入した。本稿が直接の考察の対象するのは、一九九〇年から二〇〇〇年までの一〇年間のフジモリ政権下での政治状況であるが、概して、一九九二年のいわゆる「自主クーデタ」後の憲法制定から二〇〇〇年の失脚までの同政権下での憲法をめぐる政治状況は、大統領の再選問題を基軸として展開していたと言っても過言ではない。ただし、そこでのフジモリ大統領の再選という政治現象の主因は、単に同大統領の個人的野望ないし同政権の権威主義的性格にのみ帰せられるべきではなく、同政権が誕生した当時のペルーの社会経済的背景の中で捉えられなければならないということに留意しなけ

ればならない。

以上の諸点を基底に据えながら、本稿では以下のような構成によって、再選問題から「大統領中心主義」の統治構造を明らかにする。

第一章においては、大統領の再選問題を考察する際の前提を確認する意味で、大統領の歴史的 성격と、数多く制定されてきたペルーの成文憲法典において再選がどのように規定されてきたのかを概観する。第二章では、一九九〇年から二〇〇〇年までのフジモリ政権下で、再選問題をめぐってどのような政治が展開されてきたのかを粗描する。まず再選導入の背景事情としての一九九二年のクーデタを中心にこれを確認し、その後制定される一九九三年憲法の起草過程において、大統領の再選の導入がどのように正当化されたのかに関わる議論と、同憲法の統治構造上の特徴を概観する。続いて一九九五年以降に生じた再選をめぐる三つの事件を取り上げること、フジモリ政権における再選の「重要性」を見る。

第三章では、大統領の再選に関わる理論動向を紹介する。ここで取り上げる議論は主としてペルー憲法学からの批判論であるが、管見によれば、ペルーの憲法学からの明確な再選容認論は見当たらない。そうであるだけに、憲法学者でもある与党議員の「条件付き」再選容認論は、ペルーにおける再選問題の理論的位置付けを知る上で有益であると思われるので、節を設けてここで扱う。こうした議論を通して、ペルーの憲法学において大統領再選論が有する理論的諸相が明らかになるだろう。

以上の議論を通して最後に、何故にペルーにおいては大統領の再選が問題性を帯びたものとして捉えられているのか、その固有の歴史・政治的文脈を明らかにする。そこでは大統領の再選が、「国民の決定」という一般的「民主主義」理解では捉えきれないペルー固有の憲法構造に関わる性格の問題であることが明らかになる。同時にまた、

フジモリ政権下で生じた大統領の再選問題は、その「現代的意味」が明らかにされることによって、正確な歴史・政治的文脈の中での位置付けが可能となろう。

## 注

- (1) この点は「立憲主義」という用語そのものの理解に関わる。ラテンアメリカでは一般的に、「国家の上位の政治的編成原理の動態 movimiento de la organización política superior de los Estados」<sup>1)</sup>と定義される。CABANELLAS, Guillermo, *Diccionario Enciclopédico de Derecho Usual (Tomoli)*, Editorial Heliasa S.R.L, Buenos Aires, 1996, p.317.なお同書によれば、「個人の尊厳と自由および一般的な法秩序の尊重といった市民的価値を保障する一連の諸原理によつてゐること」<sup>2)</sup>さらには「20世紀には不可欠だと見なされる社会的性格の諸宣言をも要求する」<sup>3)</sup>がゆえに、「『立憲主義』は憲法典の獲得によつてのみ具体化されるものではない」(カッコ内の原文はイタリック) (ibid.)。日本語では「主義」と訳される一つのイズムが「動態」とされている点には違和感があるが、19世紀初頭の独立によつて「近代型憲法典」が導入されたラテンアメリカにおいては、以後「憲法に基づく政治」を模索する歴史的試みそのものが「動態」として捉えられてきたのであり、ここには、冒頭で述べた当該地域固有の憲法状況が反映されていると言えるだろう。このことは、「民主的立憲主義 Constitucionalismo democrático」や「社会的立憲主義 Constitucionalismo social」といった用語のみならず、「権威的立憲主義 Constitucionalismo autoritario」といった「立憲主義」とはおよそ両立し難いかに見える用語法の存在からも窺える (Cf. LANDA ARROYO, César, *Tribunal Constitucional y Estado Democrático*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1999, pp.59-84.)。その他 GARCÍA BELAUNDE, Domingo, *Teoría y práctica de la constitución peruana (Tomol)*, EDDILI, Lima, 1989, pp.33-87; GARCÍA BELAUNDE, Domingo, *La Constitución en el péndulo*, Editorial UNSA, Arequipa, 1996, pp.1-33を参照。それぞれにせよ、ラテンアメリカにおける「立憲主義」



のありようを捉えるには、動態的視点は不可欠であろう。

- (2) 後に述べるように、ラテンアメリカにおいては盛んに行われる統治形態論 forma de gobierno もつこうした問題認識から発し、「議会主義」的方向での理論的可能性を探る。さしあたり参照すべきものとして、Comisión Andina de Juristas, *Lecturas Constitucionales Andinas 2 (Formas de gobierno Relaciones Ejecutivo-Parlamento)*, Lima, 1993; LINZ, Juan J. and VALENZUELA, Arturo (ed.), *The failure of presidential democracy The case of Latin America (Volume 2)*, The Johns Hopkins University Press, Baltimore and London, 1994.
- (3) GARCÍA BELAUNDE, Domingo, op. cit. (1996), p.77
- (4) この用語を統治制度としての「大統領制」と同義に用いる論者も多いが、本文で述べた趣旨から、ここではこれらの用語を使い分ける。ただし以下では、文脈上 presidencialismo が明らかに制度そのものを指している場合には、「大統領中心型統治体制」と訳す場合もある。ここでは、米国型をモデルとする「大統領制」とは異なるという点が重要なのである。

(5) 樋口陽一『比較憲法（全訂第三版）』（青林書院、一九九二年）、二六三頁。

- (6) 米国を範型としなが「ラテンアメリカ型」大統領制の類型化を試みるものとして、例えば、PLANAS SILVA, Pedro, *Nuevas Tendencias del derecho constitucional en América Latina*, Universidad Católica de Santa María Facultad de Ciencias Jurídicas y Políticas, Fundación Luis de Taboada Bustamante, Arequipa, 1999, pp.21-68.

(7) ペルーは、スペインによる三世紀にわたる植民地行政の要衝として重要な位置を占め、宗主国からの独立が形式的には君主制廃止＝共和制の採用を意味したが、にもかかわらず、実質的には大統領という地位は君主制から共和制への移行にとって重要な歴史的意味合いを含んでいた（この点は、第一章第一節で概観する）。それゆえ、ラテンアメリカ諸国における統治構造を実態的に捉えようとする場合、植民地時代を通して導入された西欧近代起源の法制度が、既存の土着文化とのせめぎ合いの中で、どのように受容・変容されながら展開してきたのかという点を看過するわけにはいかない。こうした歴史的背景を念頭

に置きつつ「大統領中心型統治体制」を問題にする場合、他のラテンアメリカ諸国との類似点を一定程度照射するという意味において、ペルーを考察の対象とすることの意義は認められると思われる。無論このことは、各国独自の歴史・政治・社会的事情の規定性を排除するものではない。

- (8) 例えば代表的なものとして、樋口陽一『憲法と国家』（岩波新書、一九九九年）四〇頁以下、同『個人と国家』（集英社新書、二〇〇〇年）、特に八三―一四頁、阪口正二郎『立憲主義と民主主義』（日本評論社、二〇〇一年）、憲法理論研究会編『憲法理論叢書九 立憲主義とデモクラシー』（敬文堂、二〇〇一年）、全国憲法研究会編『憲法問題一三』（三省堂、二〇〇二年）などを参照。

- (9) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, "La reelección presidencial y la responsabilidad del Parlamento", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (coordinador), *Reelección presidencial y derecho de referéndum*, Foro Democrático y Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, p.91.

- (10) ブラジルを対象としたものとして、参照、佐藤美由紀「ブラジル一九八八年憲法における大統領の暫定措置の制度」本郷法政紀要第二号（一九九四年）、同「ブラジル一九八八年憲法における大統領の立法的暫定措置の制度——とくにその再発布をめぐる——」（一）・（二）法学協会雑誌一一一巻九および一〇号（一九九四年）。

- (11) 前掲注(2)の諸論文を参照。

- (12) RUBIO COREA, Marical, *Estudio de la Constitución política de 1993 (Tomo 4)*, Pontificia Universidad Católica del Perú Fondo Editorial, Lima, 1999, p.24.

- (13) これはペルーの憲法学者ルビオ（RUBIO COREA, Marical）の見解であるが、彼自身、形式的にはペルーの制度は半大統領制であるかのような制度を有しているとするが、権力行使という実態的側面を重視する彼の方法論的立場からすれば、そのような形式的類型論は「決定的要因」ではない。さらに彼は、欧米諸国の理論モデルがラテンアメリカないしペルーの憲法構造

にはあまりにも非適合的であることを、一六世紀当時の征服者たちが南米に政治概念を持ち込み、それをアステカ文明やインカ文明の現実を理解するために適用しようとしたのと同程度に非現実的であるとの比喩で説明する。以上の点については、参照：RUBIO CORREA, Marical, op. cit. (Tomo 4), pp.18-24.

(14) RUBIO CORREA, Marical, op. cit. (Tomo 4), p.24.

(15) RUBIO CORREA, Marical, op. cit. (Tomo 4), p.22; NOHLEN, Dieter, "Sistemas de gobierno: perspectivas conceptuales y comparativas", en *Formas de Gobierno: Relaciones Ejecutivo-Parlamento*, Comisión Andina de Juristas, Lima, 1993, p.59.

(16) CHIRINOS SOTO, Enrique, *Cuestiones Constitucionales 1933—1990*, Funcacion M.J. Bustamante de la Fuente, Lima, 1991, pp.253-265  
は、ラテンアメリカの再選禁止制の米国憲法へ及ぼした影響を指摘する。

(17) 一〇年間のフジモリ政権に関する筆者なりの見方を提示したものとして、参照、拙稿「フジモリ政権の一〇年とペルー社会の変容」国際研修協力機構発行季刊誌『かけはし』二〇〇〇年七月号（Vol.48）、二二—二五頁。

## 第一章 大統領再選の歴史的背景

### 第一節 共和制の選択と大統領の歴史的性格

「ペルーの憲法史は、ペルー大統領の任期および再選が連続か、一期ないしは二期を置いての非連続再選か、あるいは絶対的な再選禁止か、という問題と無縁ではなかったことを示しており」、「統治制度の本質、性格、属性か

らして、懸念すべき前例は独立時に提起されたペルーは君主制か共和制かという議論であった<sup>(1)</sup>と言われる。それゆえペルーにおける大統領の再選は、こうした国家形態の選択の問題と密接に関わっていた。独立当初から「対立と緊張から自由ではありえなかった」とされるペルーの立憲秩序の変動は、一九世紀全般を通して「自由主義と保守主義という二つの潮流の間に生じた」対立であり、それが「憲法典に表れた最大の緊張関係であった<sup>(3)</sup>」とされることから窺える。これは、ペルー独立解放の指導者サン・マルティン (SAN MARTIN, Jose de)<sup>(4)</sup> を中心とする王党派 (君主制支持派) と、サンチェス・カリヨン (SANCHEZ CARRION, José Faustino)<sup>(5)</sup> をリーダーとする共和派 (自由主義者) との対立である。一八二二年の憲法制定論議では「いかにして大統領の地位を排除するか<sup>(6)</sup>」が基本的理念とされ、大統領の地位 *Presidencia* は「忌まわしく、単独で統治する者であるとりわけ王を彷彿させるものであった<sup>(7)</sup>」。それゆえ、このように大統領という地位を導入することは、まさしく「神がかりの人間 *hombre providencial* のイメージを排除するために、終始回避されようとした<sup>(8)</sup>」のである。こうした緊張関係を抱えながらも一八二二年の憲法制定議会が、「新たなペルー立憲国家の創設的文書<sup>(9)</sup>」としての「ペルー共和国政体基礎法 *Bases de la Constitución Política de la República del Perú* (以下、政体基礎法)」において共和制の導入を宣言 (三条) したことは、独立後も君主制を志向していた王党派にとっては大打撃となり、続く一八二三年憲法によって、共和国大統領 *Presidente de la República* の地位が導入された (七二条)<sup>(10)</sup>。

国家形態としての共和国における統治形態の問題については、独立当時の自由主義者と保守主義者は共和制という点では一致しながらも、今度は、立法と行政の間の権力関係をめぐって対立を繰り返した。自由主義者が、権力を国民意思の代表としての議会に集中すべきことを主張したのに対し、保守主義者はそれを共和国大統領の中に見出すべきであるとした。こうして、「自由の保障」か「大統領権威の強化」かという二つの原理が対抗していくこ

となる。<sup>(12)</sup> 保守主義者が、自由主義者の主張を「『ジャコバン過激主義』、excesivo jacobinismo<sup>(13)</sup>でないのだとすれば、それは無秩序とアナキーである」と批判すれば、自由主義者は「共和国大統領が『共和主義的衣装』、topaje republicano<sup>(14)</sup>を纏った絶対君主へと化す」と反論した。

ブラナス (PLANAS SILVA, Pedro) は共和制という国家形態の選択における大統領の導入について、米国における大統領制の出自との比較において次のように述べる。米国の大統領制が「連邦国家における大統領統治型共和制 República presidencial en un Estado federal」として誕生し、その権限が議会や最高裁さらには諸州の政府によって制限されていたのに対し、ラテンアメリカにおいては、「米国モデルの部分的模倣として」、「単一国家における大統領統治型共和制 República presidencial en un Estado unitario」が採用された。<sup>(15)</sup> より厳密には、「ラテンアメリカ諸国が君主制を否定した後に採用したのは大統領制ではなく共和制であり、いくつかの合議的行政体の設立の試みが失敗した後、共和国大統領という地位 figura を置くことによって独任型行政体を採用した」のである。<sup>(16)</sup> しかし他方で、ラテンアメリカにおいては、「共和制という第一段階の選択が、当然に（共和国の）大統領の導入をもたらしたが、それはそのことによってあるモデルを採用したことを意味したわけではなかった」。<sup>(17)</sup> こうして、「分権政府をもたない単一国家における統治権限の行使において、そのような『大統領権力』、poderes presidenciales<sup>(18)</sup>がどれほど強化されたのか」ということがその後の問題となる。ここには、共和国大統領が、君主制から共和制への国家形態の選択の中で、重要な歴史的意義を持つていたことが窺える。

こうした共和国大統領と植民地時代の副王との性格の類似性について、一九一一年当時、次のように述べられていた。——「……ペルーに深く根付いている社会的性格と悪癖の欠陥 defectos de nuestro carácter y vicios sociales arraigadissimos ゆえに、副王を取り巻いていたのとまったく同じ外見的絢爛さと副王時代と同一の隷属状態と服従の

空気が、今日、国家元首を取り巻き、植民地時代の華やかさが息を吹き返しつつある。今や誇張なしに、共和国大統領は、インディアス会議 *Consejo de Indias*<sup>20)</sup>、聴訴官 *oidores*<sup>21)</sup>、執務査察制度 *juicio de residencia*<sup>22)</sup>（による制限——引用者）を有しない、王冠なき君主であると言える。「神がかり的人物」と表現されたように、民意ではなく神意に正統性の淵源を持つ君主の面影と重ね合わされる共和国大統領の歴史的な性格には、君主を否定する国家形態という意味での「共和制」において、なおもその「神秘的」性格が陰を落としていることが窺える。こうした大統領の歴史的な性格に関する認識は、後に検討する大統領の再選問題において、再選を認めれば「王冠なき君主」たる「共和制的君主制 *Monarquía Republicana*」<sup>23)</sup>に至る危険性があるがゆえにその禁止を主張する議論の根底に流れている。

## 注

- (1) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, "La reelección presidencial y la responsabilidad del Parlamento", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (Coordinador), *Reelección presidencial y Derecho de referéndum*, Foro Democrático y Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, p.95.
- (2) PLANAS SILVA, Pedro, *Democracia y Tradición Constitucional en el Perú*, Editorial San Marcos, Lima, 1998, p.397.
- (3) *Ibid.*
- (4) アルゼンティンの軍人で、ベネズエラのシモン・ボリーバル (BOLÍVAR, Simón) と並ぶラテンアメリカ独立の英雄（一七八年〜一八五〇年）。アルゼンティン、チリ、ペルーの解放に貢献し、一八二一年七月にリマを攻略して、ペルーの保護者 *protector* に任ぜられた。参照、TAURO, Alberto, *Enciclopedia ilustrada del Perú 5*, PEISA, Lima, 1987, pp.1888-1890.
- (5) ペルー独立のイデオログ。独立当時の共和派のリーダーであり、一八二二年の憲法制定議会のメンバーであった。参照、TAURO, Alberto, *op. cit.*, pp.1904-1905.

- (6) GARCÍA BELAUNDE, Domingo. "La reelección presidencial y la Constitución histórica", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (Coordinador), *Reelección presidencial y Derecho de referéndum*, Foro Democrático y Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, pp.42-43.
- (7) *Ibid.*
- (8) GARCÍA BELAUNDE, Domingo (1997), op. cit., p.39.
- (9) GARCÍA BELAUNDE, Domingo. *La Constitución en el péndulo*, Editorial UNSA, Arequipa, 1996, p.2.
- (10) しかしながら一八二三年憲法は制定と同時に効力が停止され、施行されるには至らなかった。
- (11) 一八二三年憲法七二条は、「執行権は共和国大統領と称される市民に専属的に存する」と規定していた。
- (12) PLANAS SILVA, Pedro (1998), op. cit., pp.397-398.
- (13) PLANAS SILVA, Pedro (1998), op. cit., p.398.
- (14) *Ibid.*
- (15) PLANAS SILVA, Pedro. *Regímenes Políticos Contemporáneos (Segunda edición corregida y aumentada)*, Fondo de Cultura Económica, Lima, 1997, pp.37-38.
- (16) *Ibid.*
- (17) PLANAS SILVA, Pedro (1997), op. cit., p.70.
- (18) PLANAS SILVA, Pedro (1997), op. cit., p.38.
- (19) 国王の分身 (*alter ego*) として新大陸を治める最高位の官職で、一六・一七世紀はスペインの由緒ある貴族から選ばれ、一八世紀以降は小貴族や中流階級出身の中から選ばれることもあった。通常はペニンシュール *peninsular* と呼ばれる本国生まれのスペイン人から選ばれ、任期は確定しておらず、一六二九年に三年と定められたがほとんど守られなかった。副王は王権の直接の代行者として最高権力を行使したが、副王の行動の自由は、次の注<sup>(20)</sup>で述べるインディアス枢機会議の法令などでは

り制約されつつも、植民地の実情に法令を適応させる必要性からかなりの自由裁量権を有し、しばしば当該地域の法文化を表すとして言われる「尊重すれども遵守せず se acata pero no se cumple」の実態は、ここに淵源を有する。こうした副王の権力は、同様に国王の権力を分担していたアウディエンシアによっても牽制されていた。以上の点については、参照、増田義郎他編『ラテンアメリカ世界——その歴史と文化』（世界思想社、一九八四年）、三三頁以下。また、柴田秀藤他編『ラテンアメリカ史——植民地時代の実像』（世界思想社、一九八九年）、および大貫良夫他監修『ラテンアメリカを知る事典（新訂増補）』（平凡社、一九九九年）、三三七—三三九頁「柴田秀藤執筆」も参照。ペルー法制史については、さしあたり、参照、BASADRE, Jorge, *Historia del derecho peruano (II edición)*, Editorial "San Marcos", Lima, 1997.

(20) 一五一一年、カステイリヤ枢機会議内に設けられたもので、一五二四年にカルロス一世の勅令によって国王直属の独立した枢機会議 Consejo Real y Supremo de las Indias に格上げされた。インディアス（新大陸のスペイン領植民地とフィリピン）に関するすべての事項について国王を補佐するスペインの官僚組織で、その機能については、一五四二年の「インディアス法 Derecho indiano」によって規定されたが、最終的には一五七一年のフェリペ二世の勅令で定められた。この会議は、立法・行政・司法の三権に相当する権力を行使すると同時に、植民地行政において国王権力を代行したことから、その意味で副王の権力は抑制されていたと言われる。参照、大貫他監修、前掲注(19)、六八頁「柴田秀藤執筆」。「インディアス法」については、参照、中川和彦『ラテンアメリカ法の基盤』（千倉書房版、二〇〇〇年）、山田信彦『スペイン法の歴史』（彩流社、一九九二年）。

(21) 新大陸に設置され、司法のみならず行政機能も担当したアウディエンシア Audiencia（聴訴院）の官吏である。このアウディエンシアもインディアス枢機会議にのみ従属することによって、副王の権力を抑制する機能を果たしたとされる。参照、大貫他監修、前掲注(19)、一九—二〇頁「柴田秀藤執筆」。

(22) 任期の完了後、副王が自分の在任中の執務に関して受けなければならなかった査察制度でレシデンシア residencia と呼ばれた。管轄区内に居住する者であればだれでも、前任の副王の行政によって不正を被った場合それを訴えることができ、上述の



インディアス枢機会議が当該訴訟を管轄し、判決を下した。参照、大貫他監修、前掲注(19)、三三八頁「染田秀藤執筆」。

(23) BELAUNDE, Victor Andrés, *La crisis presente 1914—1939* (6ª edición), Luis Alfredo Ediciones, Lima, 1994, p.121. 上の点に関する  
ブラナスの見解は、BELAUNDE, Victor Andrés, op. cit., pp.47-49.

(24) PAREJA PAZ SOLDÁN, José, *Derecho constitucional peruano y la Constitución de 1979* (7ª edición), Ediciones y Distribuciones E. I.  
R. L., Lima, 1981, pp.210-212.

## 第二節 大統領再選の諸類型

一般に再選とは、「ある人物の引き続きのまたは新たな選出 *nueva elección*」<sup>(1)</sup>であり、とりわけ、「任期満了以前に再度選出されることによる権限行使の延長」<sup>(3)</sup>である。「再度の選出」といっても広狭の意味がありうる。現職の大統領が引き続き二期目も選出されることが可能である場合にはいわば狭義に捉えることができるであろうし、かつて大統領を務めた者が一定期間を経て再度立候補しうる場合も広い意味での再選であろう。一見瑣末に見えるこの違いは、ラテンアメリカにおける大統領の再選を考える上できわめて重要な意味を持つだけに看過できない。そのため以下では、他のラテンアメリカ諸国の憲法規定にも触れつつ、再選の諸類型について簡単な整理を行っておく。<sup>(4)</sup>

まず、再選に一切の制限を設けない「無制限再選 *reelección presidencial indefinida*」がある。ペルーは一八二二年の独立から現在までに一二の憲法典を有してきたとされるが、ペルー憲法史上この型の再選を許容した例は、わず

かに一九二七年一〇月四日に当時のレギーア (LEGUÍA, Augusto B.) 政権下で行われた憲法改正 (法律五八五七号——以下、第二次憲法改正) のみである。そもそも同政権下で有効であった一九二〇年憲法は二期連続の再選を禁止していたが (一一三条および一一九条)<sup>(6)</sup>、一九二三年九月一九日の憲法改正 (法律四六八七号) によって (以下、第一次憲法改正)、両条項は二期連続のみの再選を容認する規定に改正されており、第二次憲法改正で、法律五八五七号は一九二〇年憲法一一三条を、「大統領の任期は五年であり、再選されることができ」と改正し (一条)、同憲法一一九条を廃止した (二条)。他のラテンアメリカ諸国において、現行憲法上この型の再選規定を有する国はない。<sup>(7)</sup>

第二に、「連続再選 *reelección presidencial inmediata* (以下、再選) であり、これは三選禁止を意味するいわば狭義の再選である。これが本論文で扱うフジモリ政権下における再選問題の中心となったものであるが、ここでの「連続」とは「二期のみ」を意味し、ある大統領が二期連続で大統領を務めた場合に再度立候補するためには、通常は少なくとも他の大統領の一任期が経過していることを要するのであって、その意味では、次に述べる広義の再選までが禁止されているわけではない。これまでのペルー憲法の中でこの再選を採用したのは、一九九三年憲法を除きわずかに二つにすぎない。一八二八年憲法と、先述のレギーア政権下での第一次憲法改正である。一八二八年憲法は、「行政権の行使は終身制であつてはならず、ましてや世襲制であつてはならない。共和国大統領の任期は四年であり、一回に限り連続して再選され、右にいう大統領の一任期経過後に再選されることができ」と規定する (八四条)<sup>(8)</sup>。ラテンアメリカ諸国の中でこの形態の再選を採用しているのは、アルゼンティン一九九四年憲法 (九〇条、経過規定九条および一〇条)、ブラジルの一九八八年憲法 (一四四五項)<sup>(9)</sup>、ベネズエラ憲法<sup>(10)</sup>、ドミニカ共和国の一九六六年憲法 (六六条) である。<sup>(11)</sup>

第三に、「権力担当者交替型再選 *reelección presidencial alternada* (以下、非連続再選)」がある。ここでも、かつて大統領であった者が再度立候補する可能性を未来永劫封じるのではなく、通常は少なくとも別の政権の一任期間を経過した後の再立候補を認める場合である。この意味での再選は、前述の狭義の再選に対応して広義の再選と言えるだろう。これがペルーを含めラテンアメリカ諸国の大部分の憲法が採用してきた再選形態である。<sup>(12)</sup> 現行のポリビア憲法、パナマ憲法、<sup>(13)</sup> ウルグアイ憲法、ニカラグア憲法の規定はこれにあたる。

最後に、一切の再選を禁止する「絶対的再選禁止 *prohibición absoluta de la reelección presidencial*」がある。メキシコが代表的であり、一九一〇年のメキシコ革命およびその所産とされる一九一七年憲法の成果の一つが、ラテンアメリカ特有の長期政権化の傾向を表す「コンティヌイスマ」<sup>(14)</sup> を打破した点にあったことはよく知られている。<sup>(15)</sup> 一九一七年のメキシコ憲法がラテンアメリカにおける再選禁止原理の促進的モデルとなってきたと言われる所以である。<sup>(16)</sup>

注

- (1) スペイン語の *nueva* には「新たな」という意味と同時に「次の」という意味もある。
- (2) CABANELLAS, Guillermo. *Diccionario Enciclopédico de Derecho Usual* (2ª edición, revisada, actualizada y ampliada, Tomo VII), Editorial Heliasa, Buenos Aires, 1996, p.74.
- (3) *Ibid.*
- (4) 以下のペルー諸憲法規定および同改正法律の条文は、GARCÍA BELAUNDE, Domingo con la colaboración de GUTÉRREZ CAMACHO, Walter, *Las Constituciones del Perú* (edición oficial), Ministerio de Justicia, Lima, 1993, p.242. 筆者が誤出したものを

ある。ただし、現行の一九九三年憲法については、Ministerio de Justicia, Edición Oficial 1998 Constitución Política del Perú, Editora Perú, Lima, 1998を参照した。またラテンアメリカ諸国以外の憲法については、樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集（第四版）』（三省堂、二〇〇一年）を参照。

- (5) それらは、一八二三年憲法、一八二六年憲法、一八二八年憲法、一八三四年憲法、一八三九年憲法、一八五六年憲法、一八六〇年憲法、一八六七年憲法、一九二〇年憲法、一九三三年憲法、一九七九年憲法、一九九三年憲法である。
- (6) 一一三条は「大統領の任期は五年であり、同様の期間が経過した後でなければ再選されない」と規定し、一一九条も「大統領を務めるすべての市民は連続二期選出されない」と規定していた。
- (7) フランス第五共和国憲法六条も大統領の再選については一切言及していないが、実際の運用は、かつてミッテラン大統領が二期連続で再選されよう、「無制限」再選として扱われている。なおフランスでは、二〇〇一年九月の国民投票によって、大統領の任期が七年から五年に縮小された。イタリア憲法八五条一項も大統領の任期を七年と定めるのみで、再選に関しては言及していない。
- (8) 一八二八年憲法で行政権の終身的行使を禁止するのは、同憲法に先行する一八二六年憲法が、「終身憲法」あるいはペルー独立の解放者の名を冠して「ボリーバル憲法」と呼ばれるように、「行政権の行使は一人の終身大統領、一人の副大統領、および四名の國務長官、secretarios de Estadoに存する」（七七条）と規定していたことによる。
- (9) ブラジルの一九八八年憲法八二条は非連続再選を規定していたが、一九九七年の憲法改正によって、同条は大統領の任期を五年から四年へ縮小するとともに、大統領の再選を認めた（一四條五項）。同条同項は連邦共和国大統領のみならず、州知事、市長のほか、任期途中にこれらに代わって職務を遂行した者についても再選の制限を設けている。ラテンアメリカ諸国の憲法においては、大統領の再選の可否についてはその任期とともに、通常、大統領の権限についての規定を含む統治機構の箇所でも触れられるが、ブラジル憲法の場合には国民の「政治的権利」の章（四章）に置かれており、この点は大統領の再選の可否を

国民の「選挙権」という側面から捉える後述の見解からしても興味深い。

(10) 一九九九年二月のレフェレンダムによって承認された。

(11) 「行政権は、直接投票によって選出される共和国大統領によって行使される」と規定する一九六六年のドミニカ共和国憲法六六条について、BERNALES BALLESTEROS, Enrique, "El artículo 112° de la Constitución y la Ley N°26657", *Pensamiento Constitucional*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1996, p.106は、右憲法には大統領の再選を認める特段の条項はないが禁止もしていないことから、黙示的に認められているという。アメリカ合衆国憲法修正二二条一節は、大統領の連続二期を超える再選を認めていないし(一九五一年確定)、ドイツ連邦共和国基本法五四条も連邦大統領の任期を五年とし、一回に限り引き続き再選されることを認めている。またロシア連邦憲法八一条も、二期を超えて連続的に大統領の地位に就くことができないとする。

(12) ペルーの一九三三年憲法は再選に関し、「改正禁止条項 *clausula pétra*」と呼ばれる規定をもっていた。これに該当する同一四二条は、「大統領の再選はありえない。この禁止規定は改廃することはできない。本条に関する改廃案の発案者、および直接的であろうと間接的であるとを問わずその提案を支持する者は、事実上その職を解任され、永久にあらゆる公職への就任資格を失うものとする」と規定し、再選のみならず、その改廃を試みる者までも処罰することを定め、再選への復帰を徹底的に回避しようとした。これは、レギーア政権下で、憲法改正によって再選から無制限再選までもが規定されるに至ったことへの反省からである。

(13) 一九九八年にはパナマで大統領の再選に関する憲法改正案がレフェレンダムによって否決された。ここで問われた再選形態は再選を一回に限り認め、それ以後の再選(広義の再選)を一切禁止する趣旨のものであった。

(14) CABANELLAS, Guillermo, *Diccionario Enciclopédico de Derecho Usual* (24ª edición, revisada, actualizada y ampliada, Tomo II), Editorial Heliasa, Buenos Aires, 1996, p.328によれば、コンティヌイスマとは、政治的俗語および現代のジャーナリスティックな

文体において、長期政権化を志向する制度の蔑称である。なお「コンテイヌイスモ」については、第三章、第一節で述べる。

- (15) 岸川毅「政治制度の歩み1 ス페인系諸国——その連続性と変化」、松下洋・乗浩子編『ラテンアメリカ 政治と社会』（新評論、一九九三年）、七二頁。また参照、HILLMAN, Richard S., *Understanding Contemporary Latin America*, Lynne Rienner, Colorado, 1997, pp.58-59.

- (16) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit., p.107.

## 第二章 大統領再選をめぐる政治状況

### 第一節 再選規定導入の背景事情

#### (一) クーデタ前夜の政治状況

一九九〇年七月に、国民の既存の政党への政治不信を背景に発足したフジモリ政権は就任当初から、緊急の解決を要する問題に直面していた。とりわけ、月間インフレ率四〇〜五〇%、年率にして六〇〇〜七〇〇%といった破綻寸前の経済状況、および八〇年代以降武装活動を開始した二つのテロ組織による社会不安は、そうした問題の最たるものであった。この意味において、同政権が経済再建とテロ・麻薬対策を最優先課題として打ち出したことは、当時のペルーの政治社会状況を反映していた。前者は主として、インフレ抑制、構造調整、IMFや世銀を中心とする「国際金融社会」への復帰を骨子とするものであり、外貨が枯渇していたペルー経済にとって、とりわ

け支援獲得のための「国際金融社会」への復帰は至上命題であった。それは、ペルーは国内総生産の一〇%以上の対外債務の返済は行わないとする前政権が発したモラトリアムを契機に、「国際金融社会」から孤立していたためである。それゆえフジモリ政権は、就任当初から「公約違反」を犯すことによって、「国際金融社会」へ復帰するためのインフレ抑制および構造調整の条件を断行した。これが「フジショック」と呼ばれた緊縮財政政策である。構造調整に関しては、貿易の自由化、国営企業の民営化、金融・為替の自由化等に見られる自由主義経済政策によって、経済構造を大幅に改革しようとする試みがなされた。テロ・麻薬問題については、前政権が有効かつ適切な対処ができなかったがゆえに一〇年間で二万人以上もの犠牲者を出し、被害総額は当時のペルーの対外債務額に匹敵すると言われていた。そこには、ペルーの経済破綻がテロ組織の破壊活動によって加速されているという悪循環もあった。

こうしたいわば「緊急事態」的社会状況の中で、議会を「おしゃべりの府」と批判していたフジモリ政権には、少数与党であることが災いしていた。<sup>2)</sup> 既存の政治不信を背景とする「国民の支持」によって発足しただけに、フジモリ政権は本来必要な多数派工作によって議会と協働する途を拒否し、議会を迂回するかたちで政策を断行し続けた。<sup>3)</sup> とりわけ経済再建やテロ・麻薬対策といった「迅速性・効率性」が求められる分野において、フジモリ政権は憲法上付与された委任立法権や大統領令 *decreto supremo* を乱発した。こうした議会と政府の非協力的関係は、一九九二年二月九日の「共和国大統領の立法活動に関する規制法 *Ley de Control sobre los actos normativos del Presidente de la República*（以下、大統領立法活動規制法）」（法律二五三九七号）<sup>4)</sup> によって頂点に達した。<sup>5)</sup> 同法律は、憲法上大統領に認められた経済財政事項に関する緊急措置実施権（大統領特別命令 *decreto supremo extraordinario*）、法律と同等の効力を有する委任立法制定権 *decreto legislativo*、条約締結権、例外体制法令制定権（大統領令）に対する

議会の包括的コントロール体制を定めるもの（一条）と自己規定していたとはいえ、全三四条から成る詳細な規定によって、事実上、大統領の活動は大幅に制限されることになった。しかし、一九七九年憲法では非常事態下の権限は大統領に与えられ、議会にはこれを制限する権限は与えられておらず（二三二条）、しかも憲法上はあらゆる法律に対する憲法の優位が保障されていた（八七条）ことからすれば、同法律の合憲性は極めて疑わしいものであったと言える。<sup>6)</sup>

## （二）「自主クーデタ」の勃発

こうした政治・社会状況の中、一九九二年四月五日、フジモリ大統領は「国民への声明」<sup>7)</sup>において、「繁栄しかつ民主的な社会を達成すること」を目的に、軍部の全面的な支持を得て、それまで有効であった一九七九年憲法の停止、議会の一時的解散、司法府の閉鎖と再編、マスメディアへの一部介入などの一連の強行措置を発表した。これがフジモリ大統領によるいわゆる「自主クーデタ autogolpe」である。それと同時にフジモリ大統領は、「国家緊急再建政府 Gobierno de Emergencia y Reconstrucción Nacional（以下、緊急政府）」を樹立し、同年一月に民主憲法制定議会 Congreso Constituyente Democrático（以下、制憲議会）が設置されるまで、緊急政府が発するデクレト・レイ decreto-ley（政令）<sup>9)</sup>によって統治が行われることになった。

フジモリは「既存の民主的制度は欺瞞であり、それはしばしば、すべての特権階級のみを利するものであった」とし、非効率的な議会と腐敗にまみれた司法府が、ペルー国家の発展を可能にするための根本的な変革主体どころか、「ペルーの発展にとっての障碍 frenos」となっている述べ、その責を一九七九年憲法に帰した。また「自主クーデタ」を、「現存の合法性秩序 legalidad の一時かつ部分的停止は真の民主主義の否定ではなく、むしろ効率的な



「真の民主主義を保障する正真正銘の変革を模索する上での出発点」(強調は引用者)である。位置付け、「それによってペルー国民は、より公正かつ発展した国家において、さらに尊重されるペルーの建設者でありうることを理解しなければならぬ」と呼びかけた。<sup>(10)</sup>六日には、最初のデクレト・レイである「国家緊急再建政府基礎法 Ley de Bases del Gobierno de Emergencia y Reconstrucción Nacional」によって、緊急政府の法的根拠が与えられたのをはじめ、一四名の最高裁判官(D.L.二五四二三号)<sup>(11)</sup>、一三四名の下級裁判所の司法官、憲法保障裁判所判事(D.L.二五四四二号)、全国司法官評議会メンバー等が次々と罷免された(D.L.二五四二四号)。そして四月一二日、緊急政府の最終的な目的が「真の民主主義の構築」であり、六ヶ月以内に緊急政府の措置を国民の判断に諮るために、第一回目の国民諮問 *consulta popular* <sup>(13)</sup>の実施が発表された。

フジモリは「自主クーデタ」後の初めてのインタヴューで、「本件措置をとらなければ、おそらく自分が解任されていなくてはならぬ」と述べ、議会の解散を「反クーデタ *antigolpe*」と呼んだ。<sup>(14)</sup>そして、「それまでペルーに存在していたのは民主主義の殻 *cascanón de la democracia* に過ぎず、今般破壊されたのは民主的内容を伴っていなかったその殻である。ペルーに存在したのは民主主義ではなく、立法府および司法府にはびこっていた腐敗の連鎖からなる独裁である。我々が行ったことは、民主主義へ到達するためにこの連鎖を断ち切ったことである」と述べた。<sup>(16)</sup>フジモリは憲法秩序を停止したことを初めて認めた際に、「この違反は国民多数の支持を得たものであり、国民こそがいかなる民主政府に対しても最大の監視人であり、今般の措置は国民の支持によるものであった」ことを強調し、<sup>(17)</sup>同年一二月一四日に陸軍士官学校で行った演説では、「自主クーデタ」の「歴史的正当性は似非民主主義の名の下での国の崩壊を許さなかつた決定にある」と述べた。<sup>(18)</sup>

クーデタ直後に行われた世論調査では、約八〇%以上がフジモリの措置に支持を表明していたが、<sup>(19)</sup>これらの調査

には、ペルー国内においては、熱帯雨林地方や山岳地方のように現地に到着するまでに数日を要するところもあるといった事情から、リマ首都圏を主たる対象領域にしていたという限界はあった。<sup>(20)</sup>とはいえ、この数字からは、国民の既存政党への政治不信の強さが窺えるだろう。<sup>(21)</sup>これとは対照的に、国際社会の反応はフジモリのクーデタを「民主制度の断絶」と厳しく非難した。欧米諸国は人道援助および麻薬対策関連を除くあらゆる援助を停止し、ペルー最大の援助国であった日本はフジモリの措置を遺憾としつつも、援助停止までには踏み込まず事態を静観する態度をとった。またラテンアメリカ諸国では、パナマとベネズエラだけが外交関係の断絶に踏み切った。

### (三) 新憲法の制定と国民投票

四月二一日にフジモリが発表した民主化復帰の年次計画には、次のような内容が含まれていた。<sup>(22)</sup>六月五日に憲法改正、議会、司法院、憲法保障裁判所、その他の諸国家機構の変更の是非に関する国民投票の実施、(ロ)八月三一日に提示される政府の一九七九年憲法改正案に基づき、「平和と発展のための国民対話」フォーラムでの国民的議論の開始、(ハ)十一月八日に一斉に地方選挙と同憲法改正案のための国民投票の実施、(ニ)一九九三年二月二八日に国会議員選挙を実施、(ホ)同年四月五日に新制度の下での新議会の設置と第一回本会議の開始、である。

こうしたペルーの危機的政治状況の打開に終始関わってきた米州機構は、ペルーの事態を「さわめて遺憾である」とするにとどめ、調査団の派遣を決定した。解散された議会側は、クーデタ後直ちに、死亡以外の大統領の退任条件を規定する一九七九年憲法二〇六条に基づき、フジモリの大統領としての資質能力の欠如を理由に「大統領の空位」を宣言し、当時のサン・ロマン(SAN ROMÁN, Máximo)第一副大統領を憲法上の正統性を有する大統領に任

命した。<sup>23)</sup> フジモリは、制憲議会ではなく国民投票による憲法改正しかありえないとの見解を当初から示していたが、結局、五月一八日の米州機構年次総会に出向き、「自主クーデタ」の経緯の釈明および憲法改正草案の作成と通常の立法権能を有する制憲議会選挙の実施などの民主化計画の提示を余儀なくされた。こうして六月一日、再度の「国民への声明」において、同年一〇月一八日に八〇名の議員から成る一院制の制憲議会の選挙と新憲法草案の国民投票が発表された。<sup>24)</sup>

一九九二年一月二二日、新憲法制定のための制憲議会選挙が行われ、フジモリの出身政党である「変革九〇 Cambio 90」と新たに結成された「新多数派運動 Nueva Mayoría」の連合（以下、C90-NM）が過半数以上の四四議席を獲得した。与党連合が過半数を制したとはいえ、得票率は三七・五%に過ぎず、アプラ党 (APRA) や人民行動党 (AP) などの主要な伝統的政党は選挙への参加を拒否した。一二月三一日、制憲議会が設置され、まず、「一九九三年一月九日付憲法的法律 Ley Constitucional」<sup>25)</sup> によって一九七九年憲法の有効性が宣言され（一条）、一九九二年四月五日から同年二月三〇日までに緊急政府によって発布されたデクレト・レイは、制憲議会によって改廃されない限り効力を有するものとされ（二条）、一九九〇年に選出された現職共和国大統領が憲法上正統な国家元首かつ国民の代表者 *personifica a la Nación* であることが確認された（三条）。<sup>27)</sup> 一九九三年一〇月三一日、国民投票に付された新憲法草案は、SI（賛成）四七・五四%に対し、NO（反対）が四三・四五%との結果によって、一二月二九日に公布、三一日に発効した。

注

(1) 発足当時のフジモリ政権については、細野昭雄・遅野井茂雄『試練のフジモリ大統領——現代ペルー危機をどう捉えるか』

- (日本放送出版協会、一九九二年)が詳しい。特に同政権誕生の社会的背景事情については、参照、同書、三七—七二頁。
- (2) フジモリ大統領は、ペルーで *Palacio de Justicia* (正義の殿堂) と呼ばれる最高裁判所をはじめ、司法府に対しても「不正の殿堂」と揶揄し、裁判官の腐敗や官僚主義を徹底的に批判していた。
- (3) 当時の議会と行政の關係については鋭い分析を行っているものとして、参照、JIMENEZ MAYOR, Juan F., “Las relaciones Parlamento-Ejecutivo y el sistema legislativo”, en *Escuela de Graduados Maestría en Derecho con mención en Derecho Constitucional, Pensamiento Constitucional*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1994, pp.147-176. 同書は「自主クーデタ」以前の政治的危機状況の主因は議会にあったとする (op. cit., p.151.)。
- (4) *El Peruano*, 9 de febrero de 1992, Lima.
- (5) 大統領立法活動規制法については次を参照。DELGADO-GUEMBES, César, “El equilibrio de poderes (Reflexiones acerca de la ley N°25397 sobre control parlamentario de los actos normativos del Presidente de la República)”, en *Comisión Andina de Juristas, Lecturas sobre Temas Constitucionales*, Fundación Friedrich Naumann, Lima, 1992, pp.217-251.
- (6) CHIRINOS SOTO, Enrique, *Constitución de 1993 -Lectura y Comentario- (4ª edición corregida y aumentada)*, Editora Jurídica Grjley E.I.R.L., Lima, 1997, p.144<sup>45</sup>. これを「議会によるクーデタ golpe de Estado parlamentario」と呼び、次に述べる「自主クーデタ」を議会への「対抗クーデタ contragolpe」と位置づける。
- (7) 以下の記述は、*Expresso*, 6 de abril de 1992に掲載された「国民への声明」の全文による。同声明の中でフジモリが示した措置の主要な目的は次の通りであった。①立法府と司法府の新たな構造の実現に關わる憲法の部分改正によって、特に前者を、定期的に改選される近代的かつ国益追求型の立法権の構築によって秩序と発展のための効率的な手段とする、②司法権および司法的機關における抜本的なモラルの回復、③開発および最善かつ合理的な資源利用に適合的な国家行政の近代化、④テロリストや麻薬密輸業者の嚴重な処罰を可能とする法制度の下での治安の回復と、それによる国内外の投資を可能とする国内の治安の

保障、⑤麻葉密輸および類似の非合法活動の取り締まりと、軍部およびその他の機関におけるモラルの低下と腐敗の一掃、⑥国家行政におけるあらゆるモラルの低下と腐敗に対する模範的処罰、⑦経済主体の安全を保障し、効率性と競争力を増進させる法的枠内での市場経済の促進、⑧愛国精神の確立の促進と教育機関の大規模な増設による開発の必要性に適合的な教育制度の再編、⑨官僚主義および地方議員数の削減を可能とする地域化 Regionalización プロセスを通じての分権化、⑩完全な自己実現のための条件づくりと、これによる中期的な国民の生活水準の質的引き上げ、である。これに基づき、以下の具体的な施策が発表された。(イ)立法機関の再編によって新たな議会が国民投票によって承認されるまでの間の議会の一時的な解散、(ロ)公正かつ効率的な裁判 administración de justicia を実現するために、すべての司法府、全国司法官評議会、憲法保障裁判所、檢察庁の再編、(ハ)国家行政に対する十全かつ適切な監視を実現するためのペルー共和国会計検査院の再編と公金横領罪への厳しい処罰、である。

(8) *Expreso*, 6 de abril de 1992 に掲載された五日付の軍部による公式声明。同声明文で、軍部は「民主主義のための手段」と述べられている。

(9) CABANELLAS, Guillermo, *Diccionario Enciclopédico de Derecho Usual (24ª edición, revisada, actualizada y ampliada, Tomo III)*, Editorial Helasta, Buenos Aires, 1996, p.39によれば、デクレト・レイには、「合法的 legal」なもの、「非合法的 ilegal」ものがあり、前者は戦争や経済危機などの例外状況下で議会が政府に明示的かつ特別に委任するものであるのに対し、後者は事実上の政府が自己の決定に与えようとする正統性の外観 apariencia de legitimidad である。同書は、前者の「合法的」なデクレト・レイをレイ・デクレト ley-decreto と呼ぶべきであると述べる (ibid.)。GARCÍA BELAUNDE, Domingo, “Funciones legislativas del ejecutivo moderno: el caso peruano”, *Lecturas sobre Tems Constitucionales 3*, Comisión Andina de Juristas con el auspicio de la Fundación Friedrich Naumann, Lima, 1989, pp.35-37によれば、ペルーにおいては従来、事実上の政府によって発令されるものがデクレト・レイとされ、その効力は議会の制定法と同等である。上述の「合法的」なデクレト・レイに関して、一九七九年憲

法一八八条および一九九三年憲法一〇四条は委任立法権について規定する。また、中川和彦・矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の法制度』（アジア経済研究所、一九八八年）、二〇九―二一五頁も参照。以下では、デクレト・レイの条文番号を記載する場合にはD.L.と略記する。

- (10) 前掲注(7)の「国民への声明」による。
- (11) これらの最高裁判事の罷免は厳格な審査ののち、非道徳的行為やある特定政党との癒着によって明るくなった不正行為によるものであった (Cf.: *Resumen Semanal*, N° 664, 3-9 de abril de 1992, DESCO, Lima.)。
- (12) 裁判官と検察官を指す。これら罷免された裁判官のほとんどが前政権党のアブラ黨員であるか、その職務姿勢に問題があると思なされた者等であった (Cf.: *Resumen Semanal*, N° 667, 24-29 de abril de 1992, DESCO, Lima.)。制憲議会による一九九三年三月一二日付憲法的法律 Ley Constitucional (*El Peruano*, 13 de marzo de 1993, Lima. なお、憲法的法律については、後掲注(26)を参照) によって設置された「司法官名誉評議会 Jurado de Honor de la Magistratura」は、四月五日以降に罷免された司法官の復職要請を審理し、制憲議会へその報告書を提出するなどして（同評議会には罷免された裁判官の復職に関する決定権はなかった）、本件措置の行き過ぎを矯正する役割を果たした。
- (13) フジモリ自身は *Consulta popular*（国民諮問）という言葉を使っていたが、マスコミでは、一九九三年憲法承認のための国民投票が「レフェレンダム」と言われたのに対し、フジモリが提案した国民投票についてはもっぱら「プレビシット」と表現された。ラテンアメリカにおいて、立法上はこれらの区別が相対的であることについては、参照：RUBIO CORREA, Marcial, "La Participación del Pueblo en la Elaboración Constitucional dentro de Sudamérica", *Pensamiento Constitucional*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1994, pp. 64-68；RUBIO CORREA, Marcial, *Estudio de la Constitución Política de 1993* (*Tomo 2*), Fondo Editorial Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1999, p. 322.
- (14) *Resumen Semanal*, N° 665, 10-14 de abril de 1992, DESCO, Lima.

- (15) この点は、議会による「大統領立法活動規制法」の制定とも関わっていた。前掲注(6)も参照。
- (16) *Resumen Semanal*, N°665, 10-14 de abril de 1992, DESCO, Lima.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Resumen Semanal*, N°699, 9-15 de diciembre de 1992, DESCO, Lima.
- (19) 四月五日、フジモリの「国民への声明」が発表されてから数時間後にPOP世論調査会社が行った調査では、調査対象の七三%がフジモリの措置を支持するのに対し、反対はわずかに一〇%に過ぎなかったし、司法府の再編については、八三%がこれを支持するとしていた（Cf.: *Resumen Semanal*, N°664, 3-9 de abril de 1992, DESCO, Lima.）。またApoyo社が三四五人を対象に行った調査では、議会の解散については七一%が、司法府の再編については八九%が、それぞれ賛成すると答えていた（*Ibid.*なおApoyo社自身は、憲法停止措置に反対の姿勢を示していた）。IMASEN社による調査では、七六・八%が今般の措置によって諸制度の改善が図られると答えたのに対し、変わらないと答えたのは一五%で、同措置に反対と答えたのは四・五%に過ぎなかった（Cf.: *Resumen Semanal*, N°665, 10-14 de abril de 1992, DESCO, Lima.）。*xf*らにDatum社が、「自主クーデタ」後の四月七日にリマ首都圏（リマ郡およびカリヤオ憲法特別区）で四〇〇人を対象に調査したところによれば、九一%が全面的であれ部分的であれフジモリによって発せられた措置を支持し、議会の解散、司法府の再編、憲法改正には、八四%、九五%、七八%がそれぞれ賛成するとの結果が出た（Cf.: *El Comercio*, 10 de abril de 1992, Lima.）。
- (20) 以前、筆者が世論調査会社から受けたブリーフによれば、そのような全国レヴェルでの調査が困難であるがゆえに、リマで行われる調査方法は、年齢、性別、所得など細目にわたって、全国レヴェルでの世論調査が行われたような結果になるように、種々の技術的な工夫がされている。
- (21) 「自主クーデタ」勃発当時現地に滞在していた筆者にも、こうした事態を批判するというよりはむしろ歓迎する国民的雰囲気

- (22) 以下は、*El Comercio*, 22 de abril de 1992, Lima による。
- (23) 一九七九年憲法二〇七条一項は、議会によって一時的な能力の欠如 *incapacidad temporal* が宣言された場合、共和国大統領の職務は停止されるとし、同二〇八条は、一時的か常時かを問わず大統領が不在の場合には、第一副大統領、第二副大統領、上院議長との順で、大統領の職を引き継ぐと規定していた。
- (24) 宗教行事との絡みから、結局、選挙は一月二二日に延期された。
- (25) 制憲議会選挙について規定したデクレト・レイ (D.L.二五六八四)号によれば (Cf.: *El Peruano*, 22 de agosto de 1992, Lima)、「制憲議会選挙は、全国単一区で行われ (二条)、任意の二名の選好投票 *voto preferencial* を併用した比例代表制 (ドント式) で行われた (五条)」。制憲議会選挙については、参照、遅野井茂雄編『冷戦後ラテンアメリカの再編成』(アジア経済研究所、一九九三年)、一二六—一二三頁。
- (26) 同年一月一五日付の憲法的法律は単一条項から成り、制憲議会が制定する法規範は、憲法的法律、法律、議会決議であり、憲法的法律については、制憲議会によって可決された憲法の部分的あるいは全面改正案が、国民投票による承認を経て発効するまでの間は、憲法と同等の効力を有する旨規定されていた。なお、同法律によって、制憲議会が制定する憲法的法律は「〇月〇日付憲法的法律」と明記されることが規定されているため、以下でもこれにならない、例えば一九九三年一月一五日の憲法的法律であれば「一九九三年一月一五日付憲法的法律」と表記する。
- (27) RUBIO CORREA, Marcial, *Estado de la Constitución Política de 1931* (Tomo 4), Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1999, p.298は、「…(制憲議会が——引用者)緊急政府によるすべての政令に憲法的有効性を与えたことは、憲法典と実際の権力との緊張関係を示すものであり、この実際上の権力とは、フジモリ大統領の場合、実質的権力と同様に選挙民の支持であり」、一九九二年四月五日に発生した政府の民主的正統性は、「憲法制定権力の理論によって——引用者)一九九二年一月の制憲議会選挙においてフジモリ大統領を支持する候補者の選出を広く支持した際に発生した」と述べる。



(28) 新憲法をめぐる国民投票は、「一九九三年九月一日付憲法的法律」に基づき実施された。ここでは、投票用紙には「制憲議會で可決された新憲法を承認するか」との質問と賛成 (SI) と反対 (NO) の二つの回答のみが記され (二一条)、賛成が反対を上回った場合には承認と見なす (二三条) 旨の要件が規定されていた。

(29) *Resumen Semanal*, N° 748, 8-14 de diciembre de 1993, DESCO, Lima. また TUESTA SOLDEVILLA, Fernando, *Perú político en cifras* (2ª edición), Fundación Friedrich Ebert, Lima, 1994, p.129によれば、投票率は七〇・四%、有効票は九一・〇%であり、そのうち賛成は五二%、反対は四七・七%となっている。一九七九年憲法では、投票は一八歳以上の有権者の義務 (七〇歳まで) とされていた (六五条)。同規定は一九九三年憲法でも基本的に踏襲されたが (三二条)、七〇歳以上は任意とする規定が加えられた。

## 第二節 憲法制定過程における大統領再選の位置付けとその正当化根拠

### (一) 再選の前提問題

一九九三年憲法の制定過程を見ると、再選制の導入に関しては与党は当初からフジモリの再選を前提としており、制度一般としての再選の功罪が議論されていたわけではない。後に見るように、この点は、フジモリ政権下での再選問題という現代的文脈を捉える上では重要な側面である。与党がフジモリの再選を前提とした上で、その後の大統領も含めた大統領の再選一般の正当性を主張したのに対し、野党は再選の対象からひとまずフジモリの立候補の可能性を排除し、制度一般としての再選を論じようとした。一九九三年六月九日の制憲議會の憲法・規則制定

委員会<sup>(1)</sup>で再選問題が扱われた際、野党は「事前質問 *question previa*」によって与党にこの点を確認させようとした。

まず、モレイラ (MOREYRA LOREDO, Manuel) 野党議員 (SODE) が次のように述べた。制憲議会は「一九九三年一月九日付憲法的法律」(二条) によってフジモリの「自主クーデタ」以降停止されていた一九七九年憲法の有効性を宣言したが、同憲法一八七条によれば、議会による特別立法の制定は、それが「人物の相違ゆえではなく、事態がその必要性を要求する場合に限る」とされている。そこで、再選規定を論じる前提として、憲法規定の内容如何に関わらず、国会議員であると大統領ないし副大統領であるとを問わず、一九七九年憲法下で選出され、かつ一九九三年憲法制定時点において公職に就いている者に対しては、一九九三年憲法は適用されない、という意味での「新憲法の遡及効」について合意しておくべきである。新憲法は将来について規定するものであり、過去に対してその効力を発するものではないことを前提として合意すれば、本件議論のあらゆる人的性格は払拭され、その結果、より原理的な議論と冷静な分析ができる。<sup>(2)</sup> フローレス (FLORES NANO, Lourdes) 議員 (PPC) も同様に、一九七九年憲法下の一定の条件の下で選出された者に対して、事後的に再選禁止規定をはじめとする諸条件を改変することはできず、それらは選挙に内在する本質的な条件であるとして、モレイラ議員によって提起された事前質問の趣旨を支持した。<sup>(3)</sup> ピース・ガルシア (PEASE GARCÍA, Henry) 議員 (MDI) もこの事前質問を支持することを表明した上で、次期大統領選挙をにらんで本件再選を議論すること、将来に向けた原理論として再選を議論することとは明らかに異なるとし、本件再選規定は次の選挙ではなく、次々回の選挙から有効であることを経過規定として憲法に盛り込むべきことを主張した。<sup>(4)</sup>

これに対し与党側からは、チャベス (CHÁVEZ COSSÍO, Martha) 与党議員 (C90-NM) が、すべての法律はそれが可決ないし公布されたときから発効するのであり、再選に関する規定が可決されれば、それは当該規定が効力

を發した時点から生じたあらゆる事実には適用されることは当然であるとして、野党が提起した事前質問を議論に値しないと一蹴した。また憲法学者でもある与党のフェレロ (FERRERO COSTA, Carlos) 与党議員 (C 90-NM) は、個人的には当然フジモリを大統領候補として含めるべきであるとして、これを支持しつつ、「フジモリの立候補を二〇〇〇年以降に制限することは、憲法制定権力の意味を歪曲することになる」と述べた。<sup>(6)</sup> 同じく憲法学者で議員歴が長いチリノス (CHIRINOS SOTO, Enrique) 議員 (Renovación) も、事前質問は「結局は新憲法の効力を一九九五年ないしは二〇〇〇年以降にしようとするものである」として、「再選を禁止する憲法の下で選出された大統領に対しては、再選を認容する規定の効力は及ばないとの解釈は、信じ難いほどの暴論 *leguleyada* である」と批判した。<sup>(7)</sup> そして、「憲法が改正され現行大統領の再選が認められることになった場合、この改正は過去ではなく将来に對する効力を有するのであって、遡及効を有するものではない」と述べ、フジモリが次期選挙では再選に向けて立候補することができる<sup>(8)</sup> と述べた。

結局、野党議員によって提起された事前質問は否決され、新憲法下での再選規定がフジモリに適用されるのかどうかも含めて再選に関する議論が行われることになった。ここに見られる与野党の攻防からは、クーデタと再選問題が、フジモリという人物を前提とした人的性格と密接に結びついていたことが看取できるだろう。

## (二) 「国民の決定」論

こうした前提的な問題は未解決のまま、新憲法においては最終的に一回限りの再選が導入されたが、「国民の決定」という点から一貫して無制限の再選を主張し続けた二名の議員と、「条件付き」で再選を妥当としたフェレロ議員を除いて、その他の議員は単に *reelección* (再選) という用語を使い、*reelección inmediata* (連続再選) との区

別が明確になされておらず、再選を絶対的に制限するのか一回に限るのかの点について不明確であった。このことは、与党にとつてこの点はさほど重要ではないことを示していたと客観的には捉えられるだろうし、それは、フジモリの再選が前提とされ、三選を禁止する一回限りの再選が与党の妥協によるものであったという点からも窺えるだろう。後に見るように、与党はフジモリの「三選」を可能とする「有権の憲法解釈法」を憲法規定の不明確さを根拠に可決しただけに、この点は確認しておいてよい。

ところで、「自主クーデタ」から一九九三年憲法の制定まで、フジモリは終始「国民の支持」による民主的正統性に固執し続けてきたが、こうしたフジモリの政治スタイルは、一九九三年憲法制定過程において、与党が「大統領の再選の成否は終局的には国民 *people* が決定すべきことである」とする「国民の決定」論によって再選を正当化しようとする議論にも表れていた。

## (二―一) 「国民」の意味

与党内で徹頭徹尾大統領の「無制限」再選を主張したチャベス議員は、一九九三年憲法の制定過程において次のように述べた。<sup>11)</sup> 大統領の再選に反対するということは、「選挙民に対して、ある人物が権力内に留まるべきか否かの判断能力がないと見なすことであり」、「我々は選挙民の判断能力を疑い過小評価すべきではない。国民に対するあらゆる欺瞞と操作は一九世紀から今世紀にかけてすべての政府が目的としてきたところであり、；選挙民はそれらを通じて多くのことを学び、どのような選択をしなければならぬかわかっているはずである」。このようにして彼女は、「賢民」としての「国民」を強調し、その「決定」を積極的に評価すべきことを主張したのである。

もう一人の無制限再選論者であるホイ・ワイ議員も、<sup>12)</sup> 「国民は賢明であり、我々が彼等に対して何らかの制限を

行おうとする場合にはとりわけそうである」と述べ、大統領の再選を禁止することは「国民の決定」能力を過小評価する「愚民観」に基づいていると批判した。さらにアメリカとドイツの例に言及しつつ、次のように述べる。アメリカが一九三〇年代の世界恐慌と世界大戦においてルーズベルトの再選を、ドイツが戦後アデナウアーの再選を、それぞれ妥当なものであると考えたとして、「ペルーもまた異なる意味で *mutatis mutandis* 国家建設の危機と内戦状態にあり、このことは、国民が国にとって必要だと考える国会議員を再選させるのと同様に、現行大統領も再選しうる可能性を有すべきことを示している」。そして「我々が主張しているのは、一九九五年の大統領選挙の候補者の中に他の立候補者と同様にフジモリの名を加えることであり、それらすべてを含めた候補者の中から国民が決定することである」。このようにホイ・ワイ議員もまた、「賢民」たる「国民」の「決定」としての大統領の再選は国益に合致すると述べたのであった。

（二―二）「権利・自由」としての「国民の決定」

他方で、与党の「国民の決定」論は、そのような「国民の決定」が「国民」の「権利・自由」の側面から捉えられ、「賢民」観と一体的に主張されていた。「国民の決定」を「権利・自由」としてもっとも明確に述べたのは先に見たホイ・ワイ議員である。彼は、民主主義の本質は権力担当者の交替であるとする野党の主張に対し、「民主主義とは自由であり、再選を禁止することは国民からこれらの自由を奪うことである」と述べ、この点を再選問題に關して「決定的に」重要な点であるとする。そして、ペルー共和国史に照らして大統領の再選の害悪は明らかであるとする野党側の再選史観に対しては、「事実や歴史は重要ではあるが、今日、民主主義の進歩は表現の自由としての再選そのものと併存するものである。我々はいかなる理由によっても、自由が世界的に承認を得ている瞬間に

選挙民の自由を剥奪することはできない」と反論した。言うまでもなく、ここで彼がいう「自由」とは、「国民の自由な意思決定」ということであるが、再選を禁止することは「賢明な国民の意思決定の自由」を制限することであり、それは「国民による政治」という民主主義に反するという論理である。

前述のチャベス議員も、「与党は民主主義を信じているがゆえに、一人の候補者を排除することによって選挙民の選挙権を制限することはできない」と述べ、大統領の再選を選挙人の「権利・自由」として捉える<sup>14)</sup>。彼女は、「我々は選挙民の自由に対していかなる制約を設けることも、いかなる人物を再選制度から排除することもできない」として、「再選は、現行大統領のみならず将来の大統領にとっても有益であり、現職大統領がもう一任期継続できるか否かについて選挙民が真に有効な決定を行うために有益である」と述べ、フジモリの再選を前提とした上で再選制一般を支持したのである。

### (三) 政治的安定性

制憲議会で憲法・規則制定委員会委員長を務めたトーレス・イ・トーレス (TORES Y TORRES LARA, Carlos) と与党議員もこの点を強調する。彼は再選問題を、「国民によって評価される統治者の任期」という側面と「国民には有能と思われない統治者を拒否する権利」という二つの側面から捉えるべきであるとする。そして、わずか三〜四年で安定した政府の基礎を据えることは不可能であり、「ある政府が一定期間続く際に、その限りにおいて当該政府は国にとっての新しい安定的方向性を基礎付けることが可能となる<sup>15)</sup>」と述べる。このような観点から彼は、一期八〜一〇年の任期で任期半ばで大統領のリコールを伴う制度に触れながらも、そうであれば一任期を五年として五年目に同一の統治者の再選を決する選挙を行う方がより名案であり、「ペルーにおいて再選問題はかつて一度も

説得的な意味において定義されたことはない<sup>(16)</sup>」として、次のように述べる。「今日、ペルーが必要としているのは安定性である。この国は一七〇年以上も不安定性によって統治されてきた。我々は正義という概念 *terminos de la justicia* に余りにも寛容でありすぎた。寛容というのは、我々は常に抽象的・絵空事的・ユートピア的に最善であるものを法律に定めてきたからであり、無論それ自体は有意義なことではあるが、安定性という他の国々がもちえた基本的要素を忘れてきた」<sup>(17)</sup>。

フジモリは「自主クーデター」以前の一九七九年憲法下での状況を「民主主義の殻」と批判したが、同様の批判は憲法制定過程において与党議員によってもしばしばなされた。そこに貫かれていたのは、ここでの文脈に即して言えば、再選禁止がもたらす政権（政策）の非継続性が政治的不安定の要因となっているという認識であった。

以上のように与党は、「賢民」たる「国民」が「権利・自由」を行使した結果決定した大統領の再選は、同時に、とりわけ政権（政策）の継続性が要求されるペルーにおいては「政治的安定性」を保障することにもなるという点に、大統領の再選の正当化根拠を見出していたと言えるだろう。

注

(1) 以下、制憲議会の憲法・規則制定委員会での議論については、参照：Congreso Constituyente Democrático, *Diario de los Debates de la 68ª sesión del 09 de junio de 1993 de la Comisión de Constitución y de Reglamento*, Lima; Congreso Constituyente Democrático, *Actas de las Sesiones (Publicación Oficial)*, Lima, 1993, pp.327-332. なお、前者についてはページが付られていない。

(2) Congreso de la República del Perú, *Diario de los Debates de la 68ª sesión del 09 de junio de 1993 de la Comisión de Constitución y de Reglamento*, Lima.

(3) *Ibid.*  
 (4) *Ibid.*この点、一九九四年の憲法改正によって、大統領の任期をそれまでの一八五三年憲法での六年から四年に縮小するとともに大統領の再選規定を導入したアルゼンティン憲法では、経過規定によって、憲法改正時の現行大統領の任期を一任期とみなし（九条）、一九九五年七月八日に就任する大統領の任期は一九九九年一月一日までである（一〇条）ことが示されている。アルゼンティンは同規定によって、当時のメネム大統領の再選問題に伴って生じる可能性のある問題を回避したと言えるが、これとは対照的にペルーの一九九三年憲法は、この点に関しては曖昧さを残したままであった。

(5) *Ibid.*

(6) *Ibid.*

(7) *Ibid.*

(8) *Ibid.*

(9) 以下で見るように、チャベス議員とホイ・ワイ（JOY WAY, Victor）議員である。一四名の憲法・規則制定委員会委員のうち七名は与党議員であったが、これらの二名の議員を除く五名全員が「無制限」再選に反対した（Cf.: Comisión de Constitución y de Reglamento, *Actas de las Sesiones (edición oficial)*, Lima, 1993, p.332.)。

(10) 当初与党が想定していたのは「無制限」の再選であり、実際にも「無制限」再選案が憲法・規則制定委員会に提出されたが、最終的に一九九三年憲法で導入されたのは再選であり（Cf.: Congreso de la Republica, *Diario de los Debates de la 68ª sesión del 09 de junio de 1993 de la Comisión de Constitución y de Reglamento*, Lima; CHIRINOS SOTO, Enrique, *Constitución de 1993-Lectura y Comentario (4ª edición corregida y aumentada)*, Editora Jurídica Grifley E.I.R.L, Lima, 1997, p.221.)、「無制限」再選から再選への与党の主張の転換は与野党間の妥協によるものであった（*Ibid.*: CHIRINOS SOTO, Enrique, *op. cit.*, p.225.)。

(11) 以下、チャベス議員の発言は一九九三年六月九日の制憲議会の憲法・規則制定委員会でのものである。参照：Congreso de la



República. *Diario de los Debates de la 68ª sesión del 09 de junio de 1993 de la Comisión de Constitución y de Reglamento*, Lima.

- (12) Ibid.
- (13) Ibid.
- (14) Ibid.
- (15) Congreso Constituyente Democrático, *Diario de los Debates de la 29ª sesión plenaria (matinal) del 04 de agosto de 1993 (Publicación Oficial)*, Lima, p.6.
- (16) Congreso Constituyente Democrático, *Diario de los Debates de la 29ª sesión plenaria (matinal) del 04 de agosto de 1993 (Publicación Oficial)*, Lima, p.7.
- (17) Congreso Constituyente Democrático, *Diario de los Debates de la 29ª sesión plenaria (matinal) del 04 de agosto de 1993 (Publicación Oficial)*, Lima, p.8.
- (18) *Resumen Semanal*, N° 665, 10-14 de abril de 1992, DESCO, Lima.